四半期報告書

（第167期第３四半期）

自　平成22年10月１日
至　平成22年12月31日

株式会社日清製粉グループ本社

(E00346)

目　　次

頁

表　紙

第一部　企業情報 …… 1
　第１　企業の概況 …… 1
　　１　主要な経営指標等の推移 …… 1
　　２　事業の内容 …… 2
　　３　関係会社の状況 …… 2
　　４　従業員の状況 …… 2
　第２　事業の状況 …… 3
　　１　生産、受注及び販売の状況 …… 3
　　２　事業等のリスク …… 4
　　３　経営上の重要な契約等 …… 4
　　４　財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 4
　第３　設備の状況 …… 10
　第４　提出会社の状況 …… 11
　　１　株式等の状況 …… 11
　　２　株価の推移 …… 34
　　３　役員の状況 …… 34
　第５　経理の状況 …… 35
　　１　四半期連結財務諸表 …… 36
　　２　その他 …… 50
第二部　提出会社の保証会社等の情報 …… 51

［四半期レビュー報告書］

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年２月10日
【四半期会計期間】	第167期第３四半期（自　平成22年10月１日　至　平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社日清製粉グループ本社
【英訳名】	NISSHIN SEIFUN GROUP INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　村　上　一　平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京 (03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部経理部長　　見　目　信　樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京 (03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部経理部長　　見　目　信　樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第166期 前第３四半期 連結累計期間	第167期 当第３四半期 連結累計期間	第166期 前第３四半期 連結会計期間	第167期 当第３四半期 連結会計期間	第166期
会計期間		自　平成21年 ４月１日 至　平成21年 12月31日	自　平成22年 ４月１日 至　平成22年 12月31日	自　平成21年 10月１日 至　平成21年 12月31日	自　平成22年 10月１日 至　平成22年 12月31日	自　平成21年 ４月１日 至　平成22年 ３月31日
売上高	（百万円）	341,386	319,700	114,507	110,539	443,728
経常利益	（百万円）	23,859	22,754	10,195	9,062	29,327
四半期（当期）純利益	（百万円）	14,303	12,668	5,933	5,734	16,839
純資産額	（百万円）	－	－	298,822	286,021	303,226
総資産額	（百万円）	－	－	392,794	385,771	396,317
１株当たり純資産額	（円）	－	－	1,081.94	1,114.31	1,097.72
１株当たり四半期（当期）純利益	（円）	57.56	50.98	23.87	23.08	67.77
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益	（円）	57.55	50.98	23.87	23.08	67.76
自己資本比率	（%）	－	－	68.4	71.8	68.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	36,776	21,277	－	－	47,484
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△45,218	△12,998	－	－	△52,393
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△5,513	△6,227	－	－	△5,684
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高	（百万円）	－	－	26,476	31,839	29,975
従業員数	（人）	－	－	5,317	5,480	5,283

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第３四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第３四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従　業　員　数　（人）	5,480　[1,846]

（注）　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は［　］内に当第３四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従　業　員　数　（人）	278　[16]

（注）　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は［　］内に当第３四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第２【事業の状況】

１【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第３四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	前第３四半期連結会計期間 （自　平成21年10月１日 至　平成21年12月31日）	当第３四半期連結会計期間 （自　平成22年10月１日 至　平成22年12月31日）	増減率(%)
	金額（百万円）	金額（百万円）	
製粉	44,115	40,438	△8.3
食品	30,748	31,277	1.7
その他	5,488	5,516	0.5
合計	80,352	77,232	△3.9

（注）１　金額は、期間中の平均販売価格等により算出しており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

２　上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

重要な受注生産を行っておりませんので、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第３四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	前第３四半期連結会計期間 （自　平成21年10月１日 至　平成21年12月31日）	当第３四半期連結会計期間 （自　平成22年10月１日 至　平成22年12月31日）	増減率(%)
	金額（百万円）	金額（百万円）	
製粉	45,368	41,808	△7.8
食品	57,983	59,063	1.9
その他	11,155	9,667	△13.3
合計	114,507	110,539	△3.5

（注）１　セグメント間の取引については相殺消去しております。

２　主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第３四半期連結会計期間 （自　平成21年10月１日 至　平成21年12月31日）		当第３四半期連結会計期間 （自　平成22年10月１日 至　平成22年12月31日）	
	金額（百万円）	割合（%）	金額（百万円）	割合（%）
三菱商事㈱	15,677	13.7	15,252	13.8

３　上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

主要な原材料価格及び販売価格の変動については「４　財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載しております。

※第１四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」を適用しておりますが、セグメントの区分方法及び測定方法は従来と同一であります。

2【事業等のリスク】

当第３四半期連結会計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。なお、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクのうち、「ＷＴＯ・ＦＴＡ・ＥＰＡの進展と麦政策の変更」に下記を追加いたします。

（ＷＴＯ・ＦＴＡ・ＥＰＡの進展と麦政策の変更）

政府が関係国との協議開始を表明しているＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）に関しては、今後どのように進展していくかにもよりますが、その決着内容及び小麦管理制度を始めとした国内政策次第では、当社グループのみならず小麦粉関連業界全体に大きな影響が及ぶ可能性があります。

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日（平成23年２月10日）現在において当社が判断したものであります。

（１）業績の状況（経営成績）及び経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当第３四半期連結会計期間につきましては、政府の景気対策効果もあり個人消費に一部回復の傾向が見られたものの、食品業界は、デフレの影響を受け厳しい市場環境が継続しました。そのような環境下、主力事業の食品事業において当社技術を活かした付加価値のある新製品を開発・販売し、広告宣伝活動を積極的に実施するなど、各事業において売上げ拡大施策を推進するとともに、一方では、各事業においてコスト削減にも取り組みました。そのような中、昨年４月に輸入小麦の政府売渡価格が平均で５％引き下げられたことに伴い、５月に製品価格改定を実施いたしました。さらに、昨年10月に輸入小麦の政府売渡価格が平均１％引き上げられたことを受け、本年１月に製品価格改定を実施いたしております。また、昨年10月より、輸入小麦について、輸入後直ちに製粉企業に販売する即時販売方式が導入されました。

なお、当社は連結子会社である、オリエンタル酵母工業㈱及び㈱ＮＢＣメッシュテックにつきまして、当社グループ全体として効率的且つ最適なグループ経営を実践し、長期的な企業価値の更なる向上を図るため、当社の100％子会社とすることを目的として、公開買付けを実施し、その後の会社法に基づく一連の手続きにより、両社の議決権の全てを取得いたしました。

この結果、第３四半期連結会計期間の業績は、製粉事業及び食品事業において出荷伸長はあったものの、輸入小麦の政府売渡価格引き下げによる製品価格改定の影響もあり、売上高は1,105億39百万円（前年同期比96.5％）となり、利益面では、ふすま価格の低迷及び拡販施策費用等の投入があり、営業利益81億71百万円（前年同期比88.2％）、経常利益90億62百万円（前年同期比88.9％）、四半期純利益57億34百万円（前年同期比96.7％）となりました。

①セグメント別の売上高・営業利益概況

（製粉事業）

製粉事業につきましては、お客様への提案活動に注力するとともに、小麦粉市場拡大に向けた需要創造に努めた結果、業務用小麦粉の出荷は前年を上回りました。また、輸入小麦の政府売渡価格が５銘柄平均で昨年４月に５％引き下げられたことに伴い、業務用小麦粉の価格改定を昨年５月に実施しました。さらに、昨年10月には輸入小麦の政府売渡価格が１％引き上げられたことを受け、本年１月に製品価格改定を実施いたしております。

なお、昨年10月より輸入小麦について、政府が一定期間保有する備蓄方式を変更し、輸入された小麦を直ちに製粉企業に販売する即時販売方式が導入されました。

生産・物流面では、生産性向上や固定費削減等のコストダウンに取り組んでまいりました。

副製品であるふすまにつきましては、価格は低調に推移しました。

海外事業につきましては、昨年10月にカナダの子会社において生産能力増強工事が完了し、積極的な拡販に努めたこと等により、出荷は前年を上回りました。

この結果、製粉事業の売上高は418億８百万円（前年同期比92.2％）、営業利益は32億60百万円（前年同期比68.5％）となりました。

（食品事業）

加工食品事業につきましては、個人消費が低迷する厳しい環境下にありますが、消費者の皆様の家庭内調理志向や多様化するニーズにお応えするよう、昨年８月に家庭用新製品を発売し、拡販に注力するとともに、テレビコマーシャル等を通じた積極的な広告宣伝活動により需要喚起に努めた結果、プレミックスや冷凍食品等の出荷が好調に推移したことから、売上げは前年を上回りました。中食・惣菜事業については、改善施策に着実に取り組みました。海外事業については、タイのプレミックス事業において昨年７月に生産能力を増強し、更に昨年９月にはＲ＆Ｄセンターを拡張するなど、供給体制、製品開発力、提案力の強化を図り事業拡大に取り組んでおります。

酵母・バイオ事業の酵母事業は、イースト、フラワーペースト、パン品質改良剤、総菜等の出荷が好調で、売上げは前年を上回りました。バイオ事業は実験動物用飼料等が低調であったものの、培養用基材等が好調で、売上げは前年を上回りました。

健康食品事業につきましては、通信販売を中心に消費者向け製品を積極的に拡販したものの、市場環境は引き続き厳しく、売上げは前年を下回りました。

なお、昨年６月にはフランス共和国のユーロジャーム社と、成長著しいアジアにおけるベーカリー顧客向け事業において、更なる拡大を図るべく、同社に一部出資するとともに業務提携契約を締結し、協議を進めております。

この結果、食品事業の売上高は590億63百万円（前年同期比101.9％）、営業利益は41億39百万円（前年同期比115.0％）となりました。

（その他事業）

ペットフード事業につきましては、プレミアムペットフード「ジェーピースタイル」は堅調に推移したものの、引き続き市場環境は厳しく、猫用製品が低調で売上げは前年を下回りました。

エンジニアリング事業につきましては、主力のプラントエンジニアリングにおいて前年の大口工事完工の反動等の影響で売上げは前年を下回りました。また、昨年11月にホソカワミクロン㈱の株式を取得し、事業における協力関係の構築について今後協議を行う旨の覚書を締結いたしました。

メッシュクロス事業につきましては、太陽電池向けの需要増により、主力のスクリーン印刷用メッシュクロスの売上げが伸長し前年を上回りました。

この結果、その他事業の売上高は96億67百万円（前年同期比86.7％）、営業利益は７億７百万円（前年同期比84.3％）となりました。

※　第１四半期より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」を適用しておりますが、セグメント区分及び売上高、セグメント利益の測定方法は従来と同一であります。

②経常利益・四半期純利益の状況

（経常利益）

金融収支尻は５億28百万円（益）で、前第３四半期連結会計期間に比べて１億26百万円増加しました。持分法による投資利益は１億61百万円で、前第３四半期連結会計期間に比べ１億76百万円減少しました。これは主に配合飼料関連会社の利益が減少したことによります。その他雑損益合計は２億１百万円（益）で、前第３四半期連結会計期間に比べ14百万円増加しました。

以上の結果、営業外損益合計では８億91百万円(益)となり、前第３四半期連結会計期間に比べ35百万円減少し、経常利益は前第３四半期連結会計期間に比べ、11億32百万円（11.1％）減の90億62百万円となりました。

（四半期純利益）

特別利益は３億94百万円、特別損失は93百万円で差引特別損益は３億円(益)となり、税金等調整前四半期純利益は前第３四半期連結会計期間と比べ９億54百万円減の93億63百万円となりました。特別利益には負ののれん発生益１億91百万円と関係会社清算益２億３百万円を計上しております。

税金等調整前四半期純利益から、法人税等33億96百万円、少数株主利益２億32百万円を差し引き、四半期純利益は57億34百万円と、前第３四半期連結会計期間と比べ１億98百万円（3.3％）減となりました。

（２）キャッシュ・フローの状況、資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第３四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前四半期純利益93億63百万円、減価償却費34億62百万円等の資金増加が、法人税等の支払額56億83百万円等の資金減少を上回ったことにより、当第３四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは94億円の資金増加となりました。なお、第２四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは118億76百万円の資金増加であったため、当第３四半期連結累計期間においては212億77百万円の資金増加となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

３ヶ月を超える定期預金及び有価証券の運用による預入・取得が満期・償還を31億86百万円上回り、また、有形及び無形固定資産の取得に33億26百万円を支出したこと等により、当第３四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは74億99百万円の資金減少となりました。なお、第２四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは54億98百万円の資金減少であったため、公開買付けによる連結子会社の株式取得に伴う196億73百万円の支出を含めた当第３四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、129億98百万円の資金減少となりました。

以上により、当第３四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローに投資活動によるキャッシュ・フローを加えたフリー・キャッシュ・フローは、19億円の資金増加となりました。なお、当第３四半期連結累計期間においては82億78百万円の資金増加となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

株主の皆様への利益還元といたしまして、配当に24億85百万円を支出したこと等により、当第３四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは26億33百万円の資金減少となりました。なお、第２四半期連結累計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは35億94百万円の資金減少であったため、当第３四半期連結累計期間においては62億27百万円の資金減少となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第３四半期連結会計期間末残高は、第２四半期連結会計期間末残高比８億16百万円減少し318億39百万円となりました。なお、前連結会計年度末比においては18億64百万円の増加となりました。

当第３四半期連結会計期間末の借入金残高は30億54百万円でありますが、フリー・キャッシュ・フローや現金及び現金同等物の残高を考慮すると、当社グループは将来必要とされる成長資金及び有利子負債の返済に対し、当面充分な資本の財源と資金の流動性を確保しております。

（３）事業上及び財務上の対処すべき課題

前事業年度の有価証券報告書に記載した事業上及び財務上の「対処すべき課題」について、当第３四半期連結会計期間における重要な変更、進捗及び新たに発生した課題は以下のとおりです。なお、当四半期報告書提出日（平成23年２月10日）現在までの状況も含めて記載しております。

１）各事業の経営戦略

製粉事業におきましては、昨年11月に予定通り、規模が小さく生産コストが他の工場と比べ割高となっていた北海道の北見工場の閉鎖を行うとともに、昨年12月に地元小麦生産者等との関係の更なる強化のため、北見工場の敷地に北海道小麦センターを設立しました。また、福岡市の須崎埠頭に平成26年春に新工場を建設し、同時に鳥栖、筑後の両工場を閉鎖することを決定しました。最適な立地への生産集約により生産性向上を実現してまいります。

食品事業におきましては、製パン改良剤等の事業において、フランス共和国のユーロジャーム社と互いに保有する技術、ノウハウ等を総合的に活用することにより、日本及び成長著しいアジアのベーカリー顧客向けの事業において、更なる拡大を図り、企業価値の向上が可能と考え、昨年６月に業務提携契約を締結し、併せて、当社がユーロジャーム社の発行済株式総数の約14.8%に相当する株式を取得いたしました。また、日清フーズ㈱におきましては、名古屋工場プレミックスラインのリニューアル工事が昨年10月に予定通り完了し、一昨年稼働した館林工場プレミックス新ラインとあわせ、生産体制を強化しております。さらに、オリエンタル酵母工業㈱におきまして、総菜事業を拡大するため千葉県富里市に平成24年１月稼働予定で総菜工場の新設を決定いたしました。新工場稼働により生産能力は約２倍となり、生産効率の向上、新製品の開発及びトレーサビリティシステム導入等による安心・安全な製品供給を行い、総菜事業の強化・拡大を図ってまいります。

その他事業におきましては、昨年11月にホソカワミクロン㈱の株式を取得し、事業における協力関係の構築について今後協議を行う旨の覚書を締結いたしました。

なお、当社は連結子会社である、オリエンタル酵母工業㈱及び㈱ＮＢＣメッシュテックにつきまして、当社グループ全体として効率的且つ最適なグループ経営を実践し、長期的な企業価値の更なる向上を図るため、当社の100％子会社とすることを目的として、公開買付けを実施し、その後の会社法に基づく一連の手続きにより、両社の議決権の全てを取得いたしました。

２）国際化戦略

タイでプレミックス事業を行っておりますタイ日清テクノミック㈱におきまして、生産能力25％の増強となる、工場増設を進めておりましたが、昨年７月に予定通り能力増強工事が完了し、稼働いたしました。また、カナダで製粉事業を行っているロジャーズ・フーズ㈱につきましても、チリワック工場の生産能力増強工事が予定通り完了し、昨年10月より本格稼働するなど、引き続き海外事業の拡大を推進してまいります。

３）麦政策の改革に向けた取組み

昨年10月より輸入小麦の売渡について、政府が一定期間保有する備蓄方式が変更され、輸入された小麦を直ちに販売する即時販売方式が導入されました。また、政府が関係国との協議開始を表明しているＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）に関しては、今後どのように進展していくかにもよりますが、その決着内容及び小麦管理制度を始めとした国内政策次第では、当社グループのみならず小麦粉関連業界全体に大きな影響が及ぶことが予想されるため、その動向を注視するとともに、当社グループは制度変更に対し適切に対応してまいります。

また、当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①　基本方針の内容の概要

当社は、「食」にかかわる企業として、安全安心な食を提供し続けていくことが当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉であると考えております。企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるためには、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給が必要不可欠です。これらの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、短期的な経済的効率性のみを重視して生産コストや研究開発コストにつき過度の削減を行うなど中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、食の安全を始めとした社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

②　当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

③　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、定款第49条及び平成21年６月25日開催の第165回定時株主総会においてご承認いただいた「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策（「本プラン」）を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

1）取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案をあらかじめ書面により当社に提出し、当該買収提案について本新株予約権(下記６）)の無償割当等を行わない旨の取締役会決議(「確認決議」)を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、必要情報が不足していることにより買収提案とは認められない提案につき、当該当社株式の取得に係る提案を行った者に対し、必要に応じて回答期限を設定し情報提供を要請することができるものとします。

「特定買収行為」とは、a)株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為(これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含みます。)又はb)買付け等の後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与えうる影響その他下記４）ア）ないしキ）記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。

2）取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の社外役員のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議するものとします。

3）企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議(「勧告決議」)を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)を目安とし、合理的理由によりこれらの期間が延びる場合には、当該理由の開示がなされるものとします。

4）企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、以下に掲げる事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとし、また、以下に掲げる事項の一部を充たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとします。

ア）下記のいずれの類型にも該当しないこと

(a)株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為

(b)当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為

(c)当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(d)当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させるなど、当社の継続的発展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為

(e)その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社の利害関係者の利益を不当に害することで買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為

イ）当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること

ウ）当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと

エ）当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手続に即した真摯な対応がなされていること

オ）当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は当該日数。))が確保されていること

カ）当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による提案ではないこと

キ）その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること

5）取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。

6）特定買収者(特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。)が出現した場合、取締役会は、特定買収者が出現した旨の開示のほか、本新株予約権の無償割当基準日、無償割当効力発生日その他新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等(特定買収者及びその関係者をいいます。)の行使に制約が付された新株予約権をいいます。

無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の３営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。)までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないことができます。

７）本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主(但し、当社を除く。)に対し、その所有する当社普通株式１株につき本新株予約権１個の割合で割り当てることとし、本新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は、２株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。

８）本新株予約権には、未行使の本新株予約権を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権１個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権(特定買収者等の行使に制約が付されたもの)となります。

④　取締役会の判断及びその理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

１）本プランは、当社定款第49条の規定に則り、平成21年６月25日開催の第165回定時株主総会において株主の皆様の事前承認を受けております。

２）当社取締役の任期は１年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、１回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。

３）本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の役員としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされております。

４）上記③４）ア）ないしキ）記載の事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、企業価値委員会は勧告決議を行わなければならないものとされており、客観性を高めるための仕組みが採られております。

５）本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。

６）株主総会の承認決議の有効期間を、決議から３年に設定しております。３年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。

７）本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年５月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会平成20年６月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

（４）研究開発活動

当第３四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費は、15億48百万円であります。

（５）経営戦略の現状と見通し

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営戦略の現状と見通し」について、変更はありません。なお、当社は連結子会社である、オリエンタル酵母工業㈱及び㈱ＮＢＣメッシュテックにつきまして、当社グループ全体として効率的且つ最適なグループ経営を実践し、長期的な企業価値の更なる向上を図るため、当社の100%子会社とすることを目的として、公開買付けを実施し、その後の会社法に基づく一連の手続きにより、両社の議決権の全てを取得いたしました。

（6）経営者の問題認識と今後の方針について

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者の問題認識と今後の方針」に加え、政府が関係国との協議開始を表明しているＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）に関しては、今後どのように進展していくかにもよりますが、その決着内容及び小麦管理制度を始めとした国内政策次第では、当社グループのみならず小麦粉関連業界全体に大きな影響が及ぶ可能性があるものと認識しており、その動向を注視するとともに、当社グループは制度変更に対し適切に対応してまいります。

第３【設備の状況】

（1）主要な設備の状況

当第３四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

（2）設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末において、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

また、当第３四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	932,856,000
計	932,856,000

②【発行済株式】

種類	第３四半期会計期間末現在発行数（株）（平成22年12月31日）	提出日現在発行数（株）（平成23年２月10日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	251,535,448	251,535,448	東京証券取引所（市場第一部） 大阪証券取引所（市場第一部）	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。
計	251,535,448	251,535,448	－	－

（２）【新株予約権等の状況】

①　当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の新株予約権を発行しております。

＜平成16年７月26日発行の新株予約権＞

株主総会の特別決議日（平成16年６月25日）	
	第３四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	37（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）２
新株予約権の目的となる株式の数（株）	40,700（注）５
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１個当たり 1,098,900円　（注）３ （注）５
新株予約権の行使期間	平成18年７月17日～ 平成23年７月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	１株当たり発行価格　999円 １株当たり資本組入額　500円 （注）５
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

２　株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

３　新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行った場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l}調整後\\払込金額\end{array}=\begin{array}{l}調整前\\払込金額\end{array}\times\frac{既発行株式数+\dfrac{新規発行株式数\times１株当たり払込金額}{新規発行前の株価}}{既発行株式数+新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が存続会社若しくは新設会社において承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

４①　新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から２年を経過した日又は平成20年７月16日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

②　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、２次相続は認めない。

③　新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

④　新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合(疾病、障害により辞任した場合を除く。)、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない理由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

⑤　その他の条件については、平成16年６月25日開催の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

5　平成17年11月18日付の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

＜平成17年８月17日発行の新株予約権＞

株主総会の特別決議日（平成17年６月28日）	
	第３四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	118（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）２
新株予約権の目的となる株式の数（株）	129,800（注）５
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１個当たり 1,193,500円 （注）３ （注）５
新株予約権の行使期間	平成19年７月21日～ 平成24年７月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	１株当たり発行価格 1,085円 １株当たり資本組入額 543円 （注）５
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

２　株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

３　新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行った場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l}調整後\\払込金額\end{array}=\begin{array}{l}調整前\\払込金額\end{array}\times\frac{既発行株式数+\dfrac{新規発行株式数\times１株当たり払込金額}{新規発行前の株価}}{既発行株式数+新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が存続会社若しくは新設会社において承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

４①　新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から２年を経過した日又は平成21年７月20日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

②　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、２次相続は認めない。

③　新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

④ 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合(疾病、障害により辞任した場合を除く。)、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない理由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

⑤ その他の条件については、平成17年６月28日開催の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

5 平成17年11月18日付の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 当社は、会社法に基づき以下の新株予約権を発行しております。

＜平成19年８月13日発行の新株予約権＞

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日（平成19年６月27日）、取締役会決議日（平成19年７月26日）	
	第３四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	79（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）２
新株予約権の目的となる株式の数（株）	79,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１個当たり 1,197,000円（注）３
新株予約権の行使期間	平成21年７月27日～ 平成26年７月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	１株当たり発行価格　　1,197円 １株当たり資本組入額　　599円
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５

（注）１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

２　株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

３　新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の１株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

４①　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から２年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から２年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

②　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

③　新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
④　新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
⑤　その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

5　組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
①　合併（当社が消滅する場合に限る）
　合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
②　吸収分割
　当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
③　新設分割
　新設分割により設立する株式会社
④　株式交換
　当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
⑤　株式移転
　株式移転により設立する株式会社

当社執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成19年６月27日）、取締役会決議日（平成19年７月26日）	
	第３四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	146（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）２
新株予約権の目的となる株式の数（株）	146,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１個当たり 1,197,000円（注）３
新株予約権の行使期間	平成21年７月27日～ 平成26年７月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	１株当たり発行価格　　1,197円 １株当たり資本組入額　　599円
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５

（注）１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

２　株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

３　新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の１株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

４①　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から２年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から２年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

②　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

③　新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
④　新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
⑤　その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

5　組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
①　合併（当社が消滅する場合に限る）
　合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
②　吸収分割
　当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
③　新設分割
　新設分割により設立する株式会社
④　株式交換
　当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
⑤　株式移転
　株式移転により設立する株式会社

＜平成20年８月19日発行の新株予約権＞

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日（平成20年６月26日）、取締役会決議日（平成20年７月30日）	
	第３四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	80（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）２
新株予約権の目的となる株式の数（株）	80,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１個当たり 1,397,000円（注）３
新株予約権の行使期間	平成22年８月20日～ 平成27年７月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	１株当たり発行価格　　1,397円 １株当たり資本組入額　　699円
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５

（注）１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

２　株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

３　新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の１株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l}調整後\\行使価額\end{array} = \begin{array}{l}調整前\\行使価額\end{array} \times \frac{既発行株式数 + \dfrac{新規発行株式数 \times 1株当たりの払込金額}{新規発行前の株価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

４①　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から２年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から２年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

②　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

③　新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
④　新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
⑤　その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

5　組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
①　合併（当社が消滅する場合に限る）
　合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
②　吸収分割
　当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
③　新設分割
　新設分割により設立する株式会社
④　株式交換
　当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
⑤　株式移転
　株式移転により設立する株式会社

当社執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成20年６月26日）、取締役会決議日（平成20年７月30日）	
	第３四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	178（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）２
新株予約権の目的となる株式の数（株）	178,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１個当たり 1,397,000円（注）３
新株予約権の行使期間	平成22年８月20日～ 平成27年７月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	１株当たり発行価格　　1,397円 １株当たり資本組入額　　699円
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５

（注）１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

２　株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

３　新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の１株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

４①　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から２年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から２年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

②　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

③　新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
④　新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
⑤　その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

5　組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
①　合併（当社が消滅する場合に限る）
　合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
②　吸収分割
　当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
③　新設分割
　新設分割により設立する株式会社
④　株式交換
　当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
⑤　株式移転
　株式移転により設立する株式会社

＜平成21年８月18日発行の新株予約権＞

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日（平成21年６月25日）、取締役会決議日（平成21年７月30日）	
	第３四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	84（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）２
新株予約権の目的となる株式の数（株）	84,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１個当たり 1,131,000円（注）３
新株予約権の行使期間	平成23年８月19日～ 平成28年８月１日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	１株当たり発行価格　　1,131円 １株当たり資本組入額　　566円
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５

（注）１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

２　株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

３　新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の１株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{既発行株式数 + \dfrac{新規発行株式数 \times １株当たりの払込金額}{新規発行前の株価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

４①　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から２年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から２年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

②　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

③　新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
④　新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
⑤　その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

5　組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
①　合併（当社が消滅する場合に限る）
　合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
②　吸収分割
　当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
③　新設分割
　新設分割により設立する株式会社
④　株式交換
　当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
⑤　株式移転
　株式移転により設立する株式会社

当社執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成21年６月25日）、取締役会決議日（平成21年７月30日）	
	第３四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	172（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）２
新株予約権の目的となる株式の数（株）	172,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１個当たり 1,131,000円（注）３
新株予約権の行使期間	平成23年８月19日～ 平成28年８月１日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	１株当たり発行価格　　1,131円 １株当たり資本組入額　　566円
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５

（注）１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

２　株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

３　新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の１株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l}調整後\\行使価額\end{array} = \begin{array}{l}調整前\\行使価額\end{array} \times \frac{既発行株式数 + \dfrac{新規発行株式数 \times 1株当たりの払込金額}{新規発行前の株価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

４①　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から２年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から２年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

②　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

③　新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
④　新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
⑤　その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

5　組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
①　合併（当社が消滅する場合に限る）
　合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
②　吸収分割
　当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
③　新設分割
　新設分割により設立する株式会社
④　株式交換
　当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
⑤　株式移転
　株式移転により設立する株式会社

＜平成22年８月18日発行の新株予約権＞

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日（平成22年６月25日）、取締役会決議日（平成22年７月29日）	
	第３四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	86（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）２
新株予約権の目的となる株式の数（株）	86,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１個当たり 1,098,000円（注）３
新株予約権の行使期間	平成24年８月19日～ 平成29年８月１日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	１株当たり発行価格　　1,098円 １株当たり資本組入額　　549円
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５

（注）１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

２　株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

３　新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の１株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

４①　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から２年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から２年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

②　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

③　新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
④　新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

5　組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

①　合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
②　吸収分割
当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
③　新設分割
新設分割により設立する株式会社
④　株式交換
当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
⑤　株式移転
株式移転により設立する株式会社

当社執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成22年６月25日）、取締役会決議日（平成22年７月29日）	
	第３四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	177（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）２
新株予約権の目的となる株式の数（株）	177,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１個当たり 1,098,000円（注）３
新株予約権の行使期間	平成24年８月19日～ 平成29年８月１日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	１株当たり発行価格　　1,098円 １株当たり資本組入額　　549円
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５

（注）１　新株予約権１個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

２　株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

３　新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の１株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

４①　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から２年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から２年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

②　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

③　新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
④　新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

5　組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

①　合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
②　吸収分割
当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
③　新設分割
新設分割により設立する株式会社
④　株式交換
当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
⑤　株式移転
株式移転により設立する株式会社

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成22年12月31日	―	251,535	―	17,117	―	9,500

（６）【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第３四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

（７）【議決権の状況】

当第３四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため記載することができないことから、直前の基準日（平成22年９月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成22年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式2,951,000	―	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。
	(相互保有株式) 普通株式　327,000	―	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 246,715,500	493,431	同上
単元未満株式	普通株式1,541,948	―	―
発行済株式総数	251,535,448	―	―
総株主の議決権	―	493,431	―

（注）１　「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ2,000株及び７株含まれており、「議決権の数」には、証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係る議決権が４個含まれております。

２　「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。なお、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が288株自己株式に含まれております。

自己株式

株式会社日清製粉グループ本社　　769株

相互保有株式

千葉共同サイロ株式会社　　129株

②【自己株式等】

平成22年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
自己株式					
株式会社日清製粉グループ本社	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地	2,951,000	―	2,951,000	1.17
相互保有株式					
石川株式会社	神戸市兵庫区島上町一丁目２番10号	139,500	―	139,500	0.05
株式会社若葉商会	神戸市灘区摩耶埠頭２番８	103,000	―	103,000	0.04
千葉共同サイロ株式会社	千葉市美浜区新港16番地	79,000	―	79,000	0.03
日本ロジテム株式会社	東京都品川区荏原一丁目19番17号	5,500	―	5,500	0.00
計	―	3,278,000	―	3,278,000	1.30

２【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
最高（円）	1,234	1,138	1,069	1,094	1,135	1,158	1,137	1,077	1,088
最低（円）	1,144	993	977	978	1,057	1,071	996	974	1,017

（注）　最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場であります。

３【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第５【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第３四半期連結会計期間（平成21年10月１日から平成21年12月31日まで）及び前第３四半期連結累計期間（平成21年４月１日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第３四半期連結会計期間（平成22年10月１日から平成22年12月31日まで）及び当第３四半期連結累計期間（平成22年４月１日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前第３四半期連結会計期間（平成21年10月１日から平成21年12月31日まで）及び前第３四半期連結累計期間（平成21年４月１日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第３四半期連結会計期間（平成22年10月１日から平成22年12月31日まで）及び当第３四半期連結累計期間（平成22年４月１日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
（1）【四半期連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	当第３四半期連結会計期間末 （平成22年12月31日）	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 （平成22年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	50,683	69,871
受取手形及び売掛金	注5 61,247	56,480
有価証券	24,670	21,648
たな卸資産	注1 44,235	注1 37,442
その他	11,165	11,452
貸倒引当金	△215	△288
流動資産合計	191,787	196,606
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	注2,3 42,915	注2,3 44,983
機械装置及び運搬具（純額）	注2,3 28,317	注2,3 30,806
土地	33,260	33,167
その他（純額）	注2 5,317	注2 5,200
有形固定資産合計	109,811	114,158
無形固定資産	3,775	3,827
投資その他の資産		
投資有価証券	70,296	72,325
その他	10,251	9,552
貸倒引当金	△151	△152
投資その他の資産合計	80,397	81,725
固定資産合計	193,983	199,710
資産合計	385,771	396,317

（単位：百万円）

	当第３四半期連結会計期間末 （平成22年12月31日）	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 （平成22年３月31日）
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	注5 36,469	22,274
短期借入金	2,860	2,864
未払法人税等	2,913	7,708
引当金	191	260
未払費用	11,898	14,007
その他	16,119	15,021
流動負債合計	70,452	62,137
固定負債		
長期借入金	194	271
引当金		
退職給付引当金	9,252	9,113
その他の引当金	1,920	1,841
引当金計	11,173	10,955
繰延税金負債	10,986	12,657
その他	6,943	7,068
固定負債合計	29,298	30,953
負債合計	99,750	93,090
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,117	17,117
資本剰余金	9,447	9,448
利益剰余金	237,861	230,661
自己株式	△3,175	△3,187
株主資本合計	261,251	254,040
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	17,845	20,303
繰延ヘッジ損益	△98	105
為替換算調整勘定	△2,109	△1,693
評価・換算差額等合計	15,638	18,715
新株予約権	124	83
少数株主持分	9,006	30,388
純資産合計	286,021	303,226
負債純資産合計	385,771	396,317

（２）【四半期連結損益計算書】
【第３四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第３四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日）
売上高	341,386	319,700
売上原価	236,664	215,020
売上総利益	104,721	104,680
販売費及び一般管理費	注1 83,271	注1 84,124
営業利益	21,450	20,555
営業外収益		
受取利息	227	171
受取配当金	891	1,183
持分法による投資利益	917	549
その他	552	581
営業外収益合計	2,589	2,486
営業外費用		
支払利息	64	53
為替差損	－	135
その他	115	98
営業外費用合計	180	287
経常利益	23,859	22,754
特別利益		
固定資産売却益	25	1,157
投資有価証券売却益	1,011	24
負ののれん発生益	－	2,099
関係会社清算益	157	203
その他	246	33
特別利益合計	1,441	3,517
特別損失		
固定資産除却損	430	365
減損損失	－	3,090
その他	137	81
特別損失合計	568	3,537
税金等調整前四半期純利益	24,732	22,734
法人税等	注2 9,276	注2 9,031
少数株主損益調整前四半期純利益	－	13,703
少数株主利益	1,152	1,035
四半期純利益	14,303	12,668

【第３四半期連結会計期間】

（単位：百万円）

	前第３四半期連結会計期間 （自　平成21年10月１日 至　平成21年12月31日）	当第３四半期連結会計期間 （自　平成22年10月１日 至　平成22年12月31日）
売上高	114,507	110,539
売上原価	77,416	73,913
売上総利益	37,091	36,625
販売費及び一般管理費	注1 27,823	注1 28,454
営業利益	9,268	8,171
営業外収益		
受取利息	70	47
受取配当金	348	494
持分法による投資利益	337	161
その他	206	241
営業外収益合計	963	945
営業外費用		
支払利息	17	13
その他	18	39
営業外費用合計	36	53
経常利益	10,195	9,062
特別利益		
固定資産売却益	21	－
投資有価証券売却益	3	－
負ののれん発生益	－	191
関係会社清算益	－	203
事業譲渡益	240	－
その他	6	－
特別利益合計	272	394
特別損失		
固定資産除却損	106	70
その他	42	22
特別損失合計	149	93
税金等調整前四半期純利益	10,318	9,363
法人税等	注2 3,823	注2 3,396
少数株主損益調整前四半期純利益	－	5,967
少数株主利益	561	232
四半期純利益	5,933	5,734

（３）【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前第３四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	24,732	22,734
減価償却費	11,223	10,089
減損損失	－	3,090
退職給付引当金の増減額（△は減少）	532	139
前払年金費用の増減額（△は増加）	△25	△597
受取利息及び受取配当金	△1,119	△1,354
支払利息	64	53
持分法による投資損益（△は益）	△917	△549
投資有価証券売却損益（△は益）	△1,002	△24
負ののれん発生益	－	△2,099
売上債権の増減額（△は増加）	△5,318	△4,861
たな卸資産の増減額（△は増加）	6,707	△6,867
仕入債務の増減額（△は減少）	5,142	14,245
その他	4,232	△869
小計	44,251	33,129
利息及び配当金の受取額	1,466	1,753
利息の支払額	△71	△53
法人税等の支払額	△8,869	△13,552
営業活動によるキャッシュ・フロー	36,776	21,277
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△100,327	△64,428
定期預金の払戻による収入	76,644	79,651
有価証券の取得による支出	△12,837	△11,835
有価証券の売却による収入	800	12,580
有形及び無形固定資産の取得による支出	△10,320	△8,699
有形及び無形固定資産の売却による収入	△168	1,461
投資有価証券の取得による支出	△749	△2,298
投資有価証券の売却による収入	1,479	74
関係会社株式の取得による支出	－	△19,673
長期貸付けによる支出	△2	△4
長期貸付金の回収による収入	5	20
その他	257	152
投資活動によるキャッシュ・フロー	△45,218	△12,998
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	△125	△53
長期借入金の返済による支出	－	△13
自己株式の売却による収入	80	81
自己株式の取得による支出	△79	△71
配当金の支払額	△4,722	△5,468
その他	△666	△703
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,513	△6,227
現金及び現金同等物に係る換算差額	92	△186
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△13,863	1,864
現金及び現金同等物の期首残高	40,339	29,975
現金及び現金同等物の四半期末残高	26,476	31,839

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第３四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日）
会計処理基準に関する事項の変更	(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第１四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号　平成20年３月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号　平成20年３月10日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 (2) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第１四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 (3) 企業結合に関する会計基準等の適用 第１四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号　平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号　平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日）を適用しております。 これにより、連結子会社の資産及び負債の評価について部分時価評価法から全面時価評価法に変更しております。なお、この変更に伴う損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

当第３四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日）
（四半期連結損益計算書関係） 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年３月24日　内閣府令第５号）の適用により、当第３四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

当第３四半期連結会計期間 （自　平成22年10月１日 至　平成22年12月31日）
（四半期連結損益計算書関係） 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年３月24日　内閣府令第５号）の適用により、当第３四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第３四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日）
税金費用の計算	税金費用については、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第19項の規定により、「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」第12項（法定実効税率を使用する方法）に準じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。

【注記事項】

（四半期連結貸借対照表関係）

当第３四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）

1　たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

商品及び製品	21,548百万円
仕掛品	3,545百万円
原材料及び貯蔵品	19,141百万円

2　有形固定資産減価償却累計額　224,217百万円

3　国庫補助金等の交付により取得した有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額　360百万円

4　保証債務

相手先	摘要	金額（百万円）
（従業員住宅ローン）	金融機関借入金	151
（関係会社） 阪神サイロ㈱	金融機関借入金	512
（取引先関係） 日本バイオ㈱	金融機関借入金	185
計		850

5　四半期連結会計期間末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理をしております。したがって、当第３四半期連結会計期間末日は金融機関の休日であったため、四半期連結会計期間末日満期手形が以下の科目に含まれております。

受取手形	348百万円
支払手形	37百万円

前連結会計年度末（平成22年３月31日）

1　たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

商品及び製品	22,048百万円
仕掛品	2,778百万円
原材料及び貯蔵品	12,616百万円

2　有形固定資産減価償却累計額　217,246百万円

3　国庫補助金等の交付により取得した有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額

当連結会計年度取得の有形固定資産の圧縮記帳額	97百万円
有形固定資産の圧縮記帳累計額	360百万円

4　保証債務

相手先	摘要	金額（百万円）
（従業員住宅ローン）	金融機関借入金	178
（関係会社） 阪神サイロ㈱	金融機関借入金	605
（取引先関係） 日本バイオ㈱	金融機関借入金	206
計		990

5　―――――

（四半期連結損益計算書関係）

前第３四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日）
１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。 販売運賃　19,074百万円 販売促進費　24,526百万円	１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。 販売運賃　19,262百万円 販売促進費　25,607百万円
２　当第３四半期連結累計期間における税金費用については、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第19項の規定により、「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」第12項（法定実効税率を使用する方法）に準じて計算しております。そのため、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。	２　同左

前第３四半期連結会計期間 （自　平成21年10月１日 至　平成21年12月31日）	当第３四半期連結会計期間 （自　平成22年10月１日 至　平成22年12月31日）
１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。 販売運賃　6,527百万円 販売促進費　8,021百万円	１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。 販売運賃　6,649百万円 販売促進費　8,924百万円
２　当第３四半期連結会計期間における税金費用については、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第19項の規定により、「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」第12項（法定実効税率を使用する方法）に準じて計算しております。そのため、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。	２　同左

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前第３四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日）
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金　61,286 百万円 有価証券　21,324 百万円 計　82,611 百万円 預入期間が３ヶ月を超える定期預金　△43,309 百万円 取得日から償還日までの期間が３ヶ月を超える債券等　△12,825 百万円 現金及び現金同等物の四半期末残高　26,476 百万円	現金及び預金　50,683 百万円 有価証券　24,670 百万円 計　75,354 百万円 預入期間が３ヶ月を超える定期預金　△32,170 百万円 取得日から償還日までの期間が３ヶ月を超える債券等　△11,344 百万円 現金及び現金同等物の四半期末残高　31,839 百万円

（株主資本等関係）

当第３四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）及び当第３四半期連結累計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年12月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

普通株式　251,535 千株

２．自己株式の種類及び株式数

普通株式　3,048 千株

３．新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権　124 百万円　（提出会社（親会社））

４．配当に関する事項

（配当金支払額）

平成22年６月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額　2,982百万円
② １株当たり配当額　12円
③ 基準日　平成22年３月31日
④ 効力発生日　平成22年６月28日
⑤ 配当の原資　利益剰余金

平成22年10月29日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額　2,485百万円
② １株当たり配当額　10円
③ 基準日　平成22年９月30日
④ 効力発生日　平成22年12月３日
⑤ 配当の原資　利益剰余金

５．株主資本の金額の著しい変動

当第３四半期連結累計期間における剰余金の配当については「４．配当に関する事項」に記載しております。なお、この他に該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【事業の種類別セグメント情報】

前第３四半期連結会計期間（自　平成21年10月１日　至　平成21年12月31日）

	製粉（百万円）	食品（百万円）	その他（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	45,368	57,983	11,155	114,507	－	114,507
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	5,055	166	444	5,666	(5,666)	－
計	50,424	58,150	11,599	120,174	(5,666)	114,507
営業利益	4,760	3,599	839	9,198	69	9,268

前第３四半期連結累計期間（自　平成21年４月１日　至　平成21年12月31日）

	製粉（百万円）	食品（百万円）	その他（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	139,965	171,306	30,114	341,386	－	341,386
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	16,085	445	2,191	18,722	(18,722)	－
計	156,050	171,752	32,306	360,109	(18,722)	341,386
営業利益	11,211	8,500	1,450	21,162	288	21,450

（注）１　事業区分の方法は、製品の種類の類似性を考慮して行っております。

２　各事業区分の主要製品

製粉……小麦粉、ふすま

食品……プレミックス、家庭用小麦粉、パスタ、パスタソース、冷凍食品、チルド食品、製菓・製パン用資材、生化学製品、ライフサイエンス事業、健康食品

その他…ペットフード、設備工事、メッシュクロス、荷役・保管

【所在地別セグメント情報】

前第３四半期連結会計期間（自　平成21年10月１日　至　平成21年12月31日）及び前第３四半期連結累計期間（自　平成21年４月１日　至　平成21年12月31日）

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90％を超えているため記載しておりません。

【海外売上高】

前第３四半期連結会計期間（自　平成21年10月１日　至　平成21年12月31日）及び前第３四半期連結累計期間（自　平成21年４月１日　至　平成21年12月31日）

海外売上高が連結売上高の10％未満のため記載しておりません。

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメント及びその他の事業は、分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループでは、持株会社である当社が、製品・サービス別に区分した「製粉」「食品」、及びその他の事業ごとに、グループ戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

したがって、当社グループでは、「製粉」「食品」の２つを報告セグメントとしております。各報告セグメントの主要製品は、以下のとおりであります。

製粉……小麦粉、ふすま
食品……プレミックス、家庭用小麦粉、パスタ、パスタソース、冷凍食品、チルド食品、
製菓・製パン用資材、生化学製品、ライフサイエンス事業、健康食品

２．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第３四半期連結累計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注１）	合計	調整額（注２）	四半期連結損益計算書計上額(注３)
	製粉	食品	計				
売　上　高							
外部顧客への売上高	121,961	170,259	292,220	27,480	319,700	－	319,700
セグメント間の内部売上高又は振替高	14,024	389	14,413	2,104	16,518	△16,518	－
計	135,985	170,648	306,634	29,584	336,219	△16,518	319,700
セグメント利益	8,996	9,713	18,710	1,667	20,377	177	20,555

当第３四半期連結会計期間（自　平成22年10月１日　至　平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注１）	合計	調整額（注２）	四半期連結損益計算書計上額(注３)
	製粉	食品	計				
売　上　高							
外部顧客への売上高	41,808	59,063	100,872	9,667	110,539	－	110,539
セグメント間の内部売上高又は振替高	4,715	124	4,839	800	5,640	△5,640	－
計	46,523	59,188	105,711	10,468	116,180	△5,640	110,539
セグメント利益	3,260	4,139	7,400	707	8,107	63	8,171

（注）１　「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス、荷役・保管事業等を含んでおります。
２　セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。
３　セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

（追加情報）

第１四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号　平成21年３月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号　平成20年３月21日）を適用しております。なお、従来開示しておりましたセグメント情報の事業の種類による区分方法及び測定方法は、マネジメント・アプローチによるセグメントの区分方法及び測定方法と同一であります。

（金融商品関係）

当第３四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	四半期連結貸借対照表計上額	時　価	差　額	時価の算定方法
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	69,779	69,779	－	（注１）

（注１）株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格を時価としております。

（注２）その他有価証券に区分される非上場株式（四半期連結貸借対照表計上額5,364百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

（有価証券関係）

その他有価証券で時価のあるもの

	当第３四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）			前連結会計年度末（平成22年３月31日）		
	取得原価（百万円）	四半期連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
①　株式	18,289	48,609	30,319	16,103	50,659	34,555
②　債券						
国債・地方債等	18,659	18,657	△1	11,686	11,685	△1
社債	1,512	1,512	△0	5,464	5,462	△1
その他	－	－	－	－	－	－
③　その他	1,000	1,000	－	3,000	3,000	－
合計	39,461	69,779	30,318	36,254	70,807	34,552

（注）非上場株式（四半期連結貸借対照表計上額5,364百万円、連結貸借対照表計上額5,283百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

当第３四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）

記載すべき事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当第３四半期連結会計期間（自　平成22年10月１日　至　平成22年12月31日）

記載すべき事項はありません。

（１株当たり情報）

１．１株当たり純資産額

当第３四半期連結会計期間末 （平成22年12月31日）		前連結会計年度末 （平成22年３月31日）	
１株当たり純資産額	1,114円31銭	１株当たり純資産額	1,097円72銭

（注）　１株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第３四半期連結会計期間末 （平成22年12月31日）	前連結会計年度末 （平成22年３月31日）
純資産の部の合計額（百万円）	286,021	303,226
普通株式に係る純資産額（百万円）	276,889	272,755
差額の主な内訳（百万円）		
新株予約権	124	83
少数株主持分	9,006	30,388
普通株式の発行済株式数（株）	251,535,448	251,535,448
普通株式の自己株式数（株）	3,048,967	3,059,826
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	248,486,481	248,475,622

２．１株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益

前第３四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年12月31日）		当第３四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日）	
１株当たり四半期純利益	57円56銭	１株当たり四半期純利益	50円98銭
潜在株式調整後 １株当たり四半期純利益	57円55銭	潜在株式調整後 １株当たり四半期純利益	50円98銭

（注）　１株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第３四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日）
（１）１株当たり四半期純利益		
四半期純利益（百万円）	14,303	12,668
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る四半期純利益（百万円）	14,303	12,668
普通株式の期中平均株式数（株）	248,492,589	248,501,147
（２）潜在株式調整後１株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額（百万円）	－	－
普通株式増加数（株）	34,675	4,673
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

前第３四半期連結会計期間 （自　平成21年10月１日 至　平成21年12月31日）		当第３四半期連結会計期間 （自　平成22年10月１日 至　平成22年12月31日）	
１株当たり四半期純利益	23円87銭	１株当たり四半期純利益	23円08銭
潜在株式調整後 １株当たり四半期純利益	23円87銭	潜在株式調整後 １株当たり四半期純利益	23円08銭

（注）　１株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第３四半期連結会計期間 （自　平成21年10月１日 至　平成21年12月31日）	当第３四半期連結会計期間 （自　平成22年10月１日 至　平成22年12月31日）
（１）１株当たり四半期純利益		
四半期純利益（百万円）	5,933	5,734
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る四半期純利益（百万円）	5,933	5,734
普通株式の期中平均株式数（株）	248,505,455	248,506,946
（２）潜在株式調整後１株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額（百万円）	－	－
普通株式増加数（株）	61,243	1,866
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

（リース取引関係）

当第３四半期連結累計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年12月31日）

記載すべき事項はありません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2【その他】

① 中間配当

平成22年10月29日開催の取締役会において、平成22年９月30日を基準日として、次のとおり中間配当を行う旨決議しました。

１　中間配当金総額	2,485百万円
２　１株当たりの配当額	10円
３　中間配当の効力発生日（支払開始日）	平成22年12月３日

② その他

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年２月12日

株式会社日清製粉グループ本社

取締役社長　村　上　一　平　殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	塚　原　雅　人	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田　村　保　広	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	會　田　将　之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間（平成21年10月１日から平成21年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成21年４月１日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第３四半期連結会計期間及び第３四半期連結累計期間の経営成績並びに第３四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

２．四半期連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年２月10日

株式会社日清製粉グループ本社

取締役社長　村　上　一　平　殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	星　野　正　司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	會　田　将　之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根　本　知　香	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間（平成22年10月１日から平成22年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成22年４月１日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第３四半期連結会計期間及び第３四半期連結累計期間の経営成績並びに第３四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

２．四半期連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれておりません。